



交通安全ニュース

R8.6.23

No.8-4

香川県警察本部
交通部交通企画課

暑い一日が終わり、
あなたはキンキンに冷えたビールを買いました・・・

駐車場で飲むか...

家に帰ってから飲むか...



早く飲みたい

せっかく冷えているのに

ちょっとだけなら大丈夫

その判断を
間違わないで！

酒酔い運転

酒気帯び運転

5年以下の拘禁刑

又は100万円以下の罰金

運転免許の取消し

3年以下の拘禁刑

又は50万円以下の罰金

運転免許の取消し又は停止

飲酒運転は犯罪です！